

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和6年8月16日から同年12月16日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年8月16日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめモール下関

所在地 下関市新棕野一丁目2の2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179の1	飯塚 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和6年8月5日

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞方 宏司	
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
サンテレコム株式会社	下関市宝町1番6号	前田 幸子	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞方 宏司	
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正	
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 亮	令和5年12月1日 代表者変更
サンテレコム株式会社	下関市宝町1番6号	前田 幸子	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋 友良	